

令和 2 年度

「商工会は行きます 聞きます 提案します」

川本町商工会情報誌 No.248 令和 2 年 1 月発行

SHOKOKAI MAGAZINE

川本町商工会

TEL (0855)72-0123 FAX(0855)72-2516

MAIL: kawa-sho@skyblue.ocn.ne.jp

HP:http://kawamoto.shoko-shimane.or.jp



年頭のご挨拶

商工会会長 伊藤 義武

新年、明けましておめでとうございます。

昨年は、商工会の各事業につきましてご協力とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。本年も昨年と同様宜しくお願い申し上げます。

さて、新しい年号、令和 2 年を迎えることとなりました。今年は暖冬と言う事で、雪のないお正月を迎え、真冬とは思えない暖かな新年を迎えております。会員の皆様におかれましては、穏やかに新年をお迎えになったこととお喜び申し上げます。

さて、全国的にも過疎地域の少子高齢化は急速に進んでおり、川本町に於いても例外ではありません。事業を継続するには将来に向けて見通しが見えないところに問題があり、そこに後継者が居ない事も拍車を掛けています。

川本町商工会は昨年の総会時に決定致しました計画に基づく事業承継や空き店舗対策について、行政が検討している町づくり計画を上手く利用しながら事業者が将来を見通せる町づくりになるように行政へ要望しております。

今年、その町づくりのビジョンが策定され、今後は具体的な行動目標が設定されると聞いております。

商工会は、町の玄関となっている旧石見川本駅を中心に町づくりの起爆剤となるような跡地利用や弓市、因原、三原の各地域を中心とする地域の繋がりを更に促進して、人や物の交流が活性化できるように社会基盤の整備等を行っていただくように行政へ要望してまいります。もちろん商工会としても要望するだけでなく、自分たちができる活性化策を考え、実施していくことが大切であると考えています。会員の皆様のご協力を改めてお願い申し上げます。

最後になりましたが、本年も、商工会の組織力強化と職員の資質やスキルの向上に務め、信頼される商工会、必要とされる商工会、企業支援と地域振興に貢献する商工会を目指して、全役職員精一杯努力する覚悟でありますので、本年も引き続きご支援頂くことをお願い申し上げます。年頭のご挨拶と致します。

令和元年度歳末大売り出しスタンプラリー

結果報告



昨年末に開催されました、歳末大売り出しスタンプラリーにご協力いただき、誠に有難うございました。結果についてご報告させていただきます。

	R1	H30	H29	H28
参加店舗	32	37	31	30
応募枚数	719	538	509	454
当選人数	60	60	60	60

↖ 厳正なる抽選が行われました。

年々、応募枚数も増加しておりましたが、今年度はさらに応募枚数も増え、719 枚もの応募をいただきました！ありがとうございました！

予定

下記のとおり、令和 2 年度通常総会を予定しております。

ご多忙の折とは存じますが、万象お繰り合わせの上、ご出席いただければと思います。より多くの会員の皆様にご出席していただき、ご協議くださいますようお願い申し上げます。

5 月 22 日(金) 予定
場所: 商工会ホール

日付等、詳細が決定いたしましたら再度周知させていただきます。

新春講演会が開催されました

1 月 21 日本町会館にて、新春講演会が開催されました。今年、東大卒、舞台俳優、マジックオリンピック優勝などの経験をお持ちのマジックアーティスト日向大祐氏をお迎えした【プレゼンマジック】を開催しました。笑いの絶えない、かつ、ためになるセミナーとなりました。

大変好評のうちに

人の心をつかむ、視線のテクニック、声のテクニックなど実践を交えた講演
終了いたしました！
(マジックのタネも教えていただきました)



(平成 31 年)令和元年分決算・確定申告

平成 31 年・令和元年分の確定申告の時期がやってまいりました。納税者の方には、早めの準備をしていただき、必ず申告をしていただきますよう、よろしく願いいたします。

納付の期限について

所得税および
復興特別所得税・贈与

3月16日 月曜日

まで！

個人事業者の消費税
および地方消費税

3月31日 火曜日

まで！

決算申告に必要なもの

- 令和元年 12 月末の決算棚卸表
- 預金、借入金の残高証明
- 平成 30 年令和元年分の決算申告書の控え
- 一年間の収支が確認できるもの

●医療費等の証明書

- (補てんがあった場合は金額がわかるもの)
- 給与所得、公的年金等の源泉徴収票
- 国民年金、国民年金基金の支払証明
- 生命保険料、地震保険料の控除証明
- 国民健康保険税の納付額

2020年4月から“原則屋内禁煙”となります！

飲食店・オフィス・事業所・工場・ホテル・旅館など
多くの人が利用するすべての施設において

施設の管理権原者等の主な業務内容

- ① 屋内禁煙の実施
喫煙器具、設備の設置禁止
喫煙しようとする者に対して喫煙の中止を求める。
- ② 喫煙室の標識掲示
施設に喫煙室を設置する場合、標識の掲示が義務付けられます。
- ③ 20歳未満は立ち入り禁止
施設に喫煙室を設置する場合、20歳未満の方は、客、従業員ともに喫煙エリアに立ち入らせる事はできません
- ④ 従業員の受動喫煙防止対策
使用者は従業員の受動喫煙防止対策も講ずることが必要です。



望まない受動喫煙をなくすことを目的に、健康増進法が改正されました。

屋内に喫煙専用室を設置する場合は、3つの基準を満たす必要があります。

- ① 喫煙室入り口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m/秒以上であること。
- ② 壁、天井等によって区画されていること。
- ③ たばこの煙が屋外に排気されていること。

表示掲示について *喫煙専用室の場合

喫煙可能とする場所がある場合は標識を掲示する必要があります。



飲食店の経過措置について

小規模飲食店は、標識を掲示することで、**喫煙可能室(飲食可能)を設置**または**店舗全体を喫煙可能(喫煙可能店)**とすることができます。



注意 ○喫煙・禁煙のエリアを分ける場合は喫煙専用室と同じ条件を満たす必要があります。
○喫煙可能とするエリア(店舗)への20歳未満の立ち入りは禁止されています。



標識のひな形は、厚生労働省「なくそう!のぞまない受動喫煙」Webサイトでダウンロードできます!

- *小規模飲食店の条件
- ① 2020年4月1日時点で営業している店舗
 - ② 資本金または出資の総額5000万円以下
 - ③ 客席面積が100㎡以下

喫煙可能とする飲食店は、最寄の保健所へ届出を提出していただきますようお願いします。

無線放送

各店の紹介や売り出し情報などを商工会までお寄せください。

- ★放送日:毎週月曜日・水曜日・金曜日
1事業者1週間で2日間(朝・夕4日)
かつ、月2週の放送を限度
- ★放送時間:朝6:55 夜19:45
- ★利用料:商工会会員☐無料
商工会員外☐1回(1週間)あたり3000円
- ★原稿締切:放送希望の前週、木曜日午後5時まで
- ★収録日:毎週金曜日



*1放送あたり、事業者3件(申込順にて受付の為、お早目の申込をお願いします)
*原稿は200文字以内です

令和元年度島根県中小・小規模事業者等
出産後職場復帰促進事業

事業主の皆様へ

出産後の職場復帰奨励金をご活用ください

奨励金20万円
または10万・40万円

- 対象事業者** 島根県内に本社(または主たる事業所)がある中小・小規模事業者等。(社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です。)
- 支給要件**
 - ・従業員数50人未満の、島根県内の事業所(本支店、営業所等)(例)サービスの会社(従業員数100人)の、A営業所(40人)は対象となりますが、B営業所(60人)は対象外となります。
 - ・産前産後休暇又は育児休業を取得した従業員を職場復帰させ、3か月以上雇用していること
 - ・従業員の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること
 - ・従業員の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に今後とも取り組むこと
- 事業者への支給額**
 - ① 育児休業17か月以上 40万円/人
 - ② 育児休業3か月以上17か月未満 20万円/人
 - ③ 育児休業3か月未満または産休のみ 10万円/人
- 申請期間** 従業員が職場復帰して3か月经過後から1年間



詳しい内容・申請方法は、お近くの商工会までお問い合わせ下さい。